

「府中基地跡地（留保地）」の土壤汚染の状況について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 「府中基地跡地（留保地）」の状況

府中基地跡地は、国利用、地元公共利用（東京都および府中市）、留保地の3分割あんにより下図のような利用がすすみ、現在は北部の留保地の取り扱いが課題となっている。なお、留保地全体の面積は、15.5haである。

「府中基地跡地（留保地）」位置図



この間、2008年（平成20年）に府中市は「国立医薬品食品衛生研究所」の移転と「国家公務員宿舎」の建設を想定した計画を国に提出したが、その後両施設とも移転、建設が中止となり、改めて利用計画を策定する必要性が生じている。

すでに府中市は、府中基地跡地留保地活用基本方針（平成28年2月）および府中基地跡

地留保地利用計画素案を策定し、市民との意見交換（ワークショップなど）もすすめられている。ただしこの小論では利用計画には踏み込まず、土壤汚染問題に限定して現状を報告したいと思う。

2. 土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の台帳の閲覧

2010年（平成22年）4月1日に、改正された土壤汚染対策法が施行された。この改正により、有害物質使用特定施設の使用を廃止したときなどに土壤汚染状況調査を実施することのほか、一定規模以上の土地の形質変更の際に届出することが義務付けられた。

- ・ 要措置区域等の指定状況のページ
 <東京都環境局 土壤汚染対策>
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html
- ・ このページのうち、府中市における形質変更時要届出区域は以下のとおり。

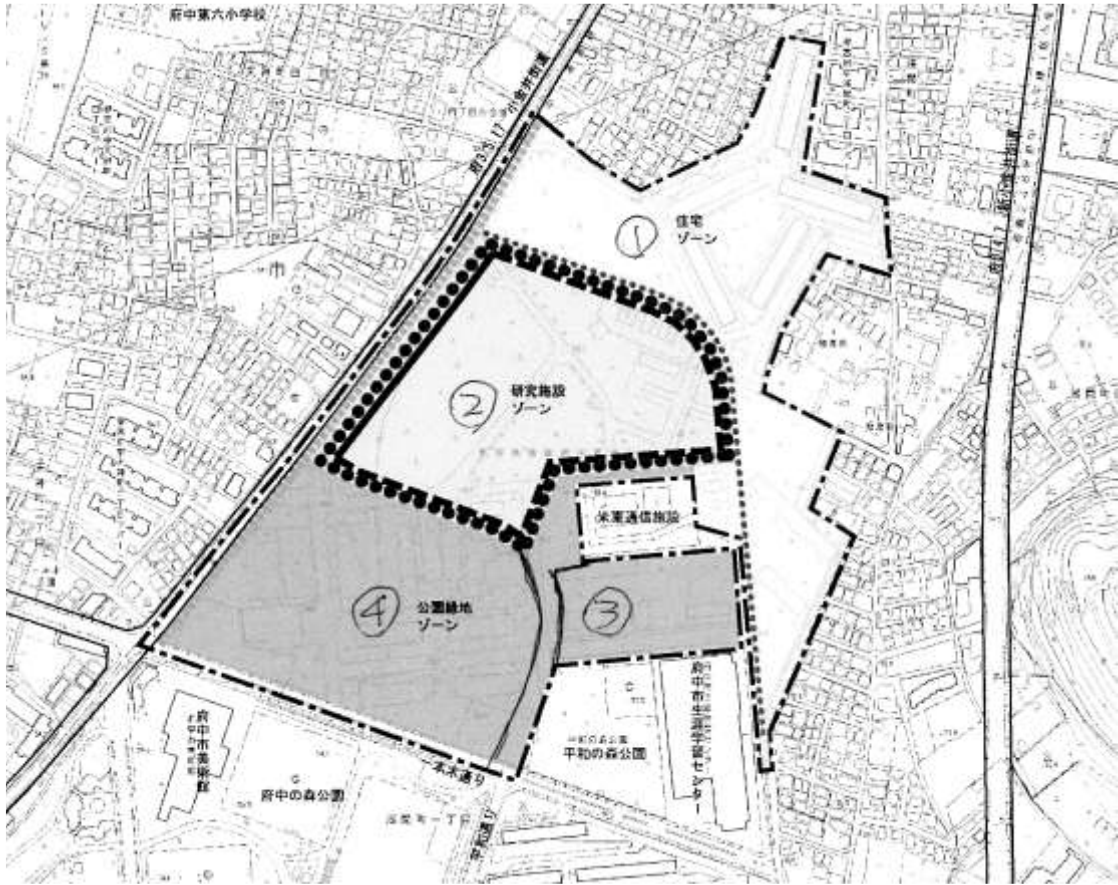
形質変更時要届出区域（府中市内）

整理番号	指定年月日	指定番号	区域が存在する場所	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
整-29-37	平成29年6月22日	指-861号	府中市浅間町一丁目地内	1728.2平方メートル	鉛
整-29-36	平成29年6月22日	指-860号	府中市浅間町一丁目地内	1068.9平方メートル	鉛
整-29-35	平成29年6月22日	指-859号	府中市浅間町一丁目地内	200平方メートル	鉛
整-29-34	平成29年6月22日	指-858号	府中市浅間町一丁目地内	186.4平方メートル	鉛、ふっ素

要措置区域等の指定状況の台帳は閲覧が可能である。多摩地域内におけるものは多摩環境事務所で取り扱っている。

3. 府中基地跡地（留保地）」の土壤汚染の状況

留保地は、旧利用計画（平成20年10月財務省提出）では3つのゾーンに区分されていた。今回の調査では、4つのゾーンに分けられ、おおむね下図のように区分された、その区分は上表に対応すると考えられる。



台帳を閲覧した結果、次のような汚染状況が明らかになった。

エリア	汚染状況（表層）
①旧住宅ゾーン	鉛 260 mg/kg～810 mg/kg
②旧研究施設ゾーン	鉛 160 mg/kg～880 mg/kg
③旧公園緑地ゾーンのうち	鉛 (2地点) 520 mg/kg、870 mg/kg
④同	鉛 160 mg/kg～2500mg/kg ふっ素 (2地点) 0.93 mg/L、0.95 mg/L

※表層とは、表土から地下0.5mである。
鉛は含有量、ふっ素は湧出量である。
詳しくは、エリアごとの別表を参照されたい。

なお、土壤環境基準（環境省）は次のとおりである。

項目	環境上の条件
鉛	150mg/kg 以下（含有量基準）
ふっ素	0.8mg/L 以下（湧出量基準）

以上のように、鉛の土壤汚染は広範囲に、しかも基準値をはるかに上回って検出されている（最大で基準値の16.7倍）。また、ふっ素は同上調査の範囲では2地点で、基準値をわずかに上回って検出されている。

4. 今後の課題

府中市が策定した府中基地跡地留保地利用計画素案には「土壌汚染への対応」として次の記述がある。

▽ ▽ ▽

平成 21 年年度に、前回の利用計画において移転の計画があった国立医薬品食品衛生研究所により、本留保地の同研究所移転予定地の土壌概況調査が行われた結果、第二種有害物のうち、鉛の含有量が処理基準を超過し、鉛による土壌汚染が存在することが分かっています。

本留保地の活用にあたっては、いかなる機能の導入を行う場合においても、土壌汚染対策法等の関係法定を遵守し、適切に土壌改良を行う必要があります。

また、平成 27 年度から、財務省関東財務局により、平成 21 年度に行われた調査区域以外の場所においても、土壌概況調査が行われていますので、これらの調査の動向についても注視する必要があります。

△ △ △

今後の課題として、次の諸点が考えられる（ただし私は、汚染問題は素人である）。

- ① 府中市として、どこまで把握しているのか、議会や市民に公表すること。
- ② 関東財務局は表層のみならず、深層も調査していると考えられるので、関東財務局（以前の衛生研データをふくむ）のすべてのデータの公表すべきこと。
- ③ 鉛とふっ素の汚染由来を明確にすること。
- ④ さらに詳細な調査を行う必要があると考えられるが、調査方法や費用負担などを明確にすること。
- ⑤ 府中市としての対応策（汚染除去を誰が、どのように行うのか、またその費用負担など）を検討し、市民に説明責任を果たすこと。
- ⑥ 市民サイドも、自ら研究し、対応策を市に求めること。